

平成 25 年度 税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	雇用の維持・創出を図るため、国内事業の発展を前提としつつ、海外事業展開を行っている中小企業が、海外子会社の利益を国内に環流して、国内事業所の設備投資を行う場合に、取得価格の 32%の割増償却を認める税制上の優遇措置を創設する。（当該企業が雇用を維持・増加させている場合に限定）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲404.9 百万円 （ － 百万円）

(1) 政策目的

産業構造が大きく転換する中で、成長著しいアジア諸国との価格競争、円高基調の継続による輸出産業の苦境など、日本の産業は非常に厳しい状況におかれている。加えて、日本の将来人口が減少していく中、内需の縮小が見込まれており、アジアなど海外市場の取り込みを図ることができない限りは、将来的な国内産業の低迷は避けられない状況となっている。

国内産業の低迷は、その派生需要である「日本国内の雇用機会」の喪失に繋がる懸念される。

こうした状況を踏まえると、今後、日本の国内雇用を維持・増加するためには、成長する海外市場の取り込みが欠かせない条件となってくると考えられる。実際に、日本の企業は、海外事業展開している場合の方が、国内事業展開のみの場合よりも、国内の雇用を維持・増加することが多いという分析も数多くなされている。

ただし、この結論は、「国内のマザー工場的な機能等は国内に残し、日本の技術力の厚味を活かしつつ、海外事業と国内事業の差別化を図るなど、国際競争力の維持・向上に努める場合」に、こうした効果は明らかになるものと考えられる。

このため、政府としては、海外事業展開している中小企業が、海外子会社の利益を国内に環流し、当該費用を活用して、設備投資を行うことにより、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用を維持・増加するよう支援を行う必要がある。

(2) 施策の必要性

「分厚い中間層の復活」は政府にとって最重要課題の1つとなっているが、こうした目標を実現するためには、まずは働くことを希望する国民1人1人が、適切に働く場を得られるような社会を構築することが必要な条件である。しかしながら、アジア諸国の台頭、人口減少社会の到来等といった日本を取り巻く経済社会状況を踏まえると、国内雇用の維持・増加を図るためには、内需依存による雇用創出だけではなく、海外事業展開による海外での利益が国内に適切に環流し、雇用を生み出す仕組みを創設する必要性が高まっている。

こうした中で、既に、海外利益の本邦への還元を推進する仕組み（外国子会社配当益金不算入制度）自体は、2009年に導入され、現に、本邦への配当還元を行う企業の割合は、制度導入前の41.9%から、制度導入後の69.5%に増加しているところである。

しかしながら、その用途については、企業の半数程度が「分からない」としており、必ずしも国内産業の育成、雇用の維持・創出につながっていないのも事実である。

このため、本制度を導入することにより、海外から環流した利益を、国内の設備投資に確実につなげることで、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用が維持・増加されるよう支援を行うものである。このことにより、「分厚い中間層の復活」に寄与するとともに、日本の成長につながることになる。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	基本目標Ⅳ「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、 労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標 2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 施策目標 2－1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の 創出及び雇用の安定を図ること」
		政 策 の 達 成 目 標	海外から環流した利益を、設備投資に確実につなげることで、 国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用の維持・増加 を図る。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	対象となる企業数は、 <u>1,191 社</u> (算出方法) ・第 41 回海外事業活動基本調査（2010 年実績）において、海外 に現地法人等を有する日本の中小企業（資本金 1 億円以下） が、1,519 社。（うち、製造業は 1,047 社、非製造業は 472 社） ・「経済環境・経済政策の変化が事業展開・雇用に及ぼす影響 に関する調査」（平成 23 年度厚生労働省委託調査事業）による と、製造業の中小企業で、海外進出を行った企業の 80%、非製 造業の 75%は、過去 3 年間に雇用を維持・増加させている。 ・ $1,047 \times 0.80 + 472 \times 0.75 = 1,191$
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	平成 24 年雇用政策研究会報告書に、「海外事業展開を進めて いる企業が、海外での利益を国内に還元し、同時に国内雇用を 維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練 への投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を 図られる必要もある」との指摘あり。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	本制度は、日本経済の成長のために、雇用を軸として、国内 産業の成長と質の高い雇用の維持・向上を図ることを目的とし ている。そのため、対象を国内雇用と海外事業展開の両立を推 進できる黒字の成長企業に限定することが求められる。こうした ことから、税での支援が妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		なし